

中期目標の変更について

地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定により、設立団体の長は、地方独立行政法人が中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを指示、公表しなければならないとされており、この目標を変更したときも、同様とすると定められている。

また、同法第 25 条第 3 項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとなっている。

設立団体が 2 以上である地方独立行政法人については、同法第 123 条第 1 項の規定により、権限の行使にあたっては、設立団体の長が協議して定めるところによる。

【 参 考 】

○地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(設立団体が 2 以上である場合の特例)

第123条 設立団体が 2 以上である地方独立行政法人に係る第14条第 1 項及び第 2 項、第17条第 2 項から第 3 項まで（これらの規定を第76条において準用する場合を含む。）、第22条第 1 項、第23条第 1 項、第25条第 1 項及び第 2 項第 1 号、・・・（中略）・・・第122条第 1 項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。